

高山市ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例

(目的)

第1条 この条例は、吸い殻、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふんの放置（以下「ポイ捨て等」という。）並びに路上喫煙の禁止について必要な事項を定めることにより、市民等、事業者、土地所有者等及び市が協働して環境の美化を図り、もって快適な生活環境を確保し、国際観光都市にふさわしい環境の整備に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 吸い殻、空き缶等 たばこの吸い殻、飲食物の食べかす、チューインガムのかみかす、紙くず、プラスチックくず、木くず、竹くずその他これらに類する物及び空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物等の収納に用いられた容器をいう。
- (2) ポイ捨て 吸い殻、空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (3) 飼い犬等 自己が所有し、又は管理する犬、猫等の愛玩動物をいう。
- (4) 公共の場所 道路、遊歩道、河川、公園、広場その他の公共の用に供する場所をいう。
- (5) 路上喫煙 屋外の公共の場所（公共の場所を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うこと又は火の付いたたばこを所持することをいう。
- (6) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。
- (7) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (8) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、ポイ捨て等及び路上喫煙の防止に関する必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、ポイ捨て等及び路上喫煙の防止に関し、市民等、事業者及び土地所有者等への啓発に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外において自ら生じさせた吸い殻、空き缶等を持ち帰る等自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 市民等は、飼い犬等を連れ歩く場合は、飼い犬等のふんを処理するための用具を携行し、その用具を使用してふんを持ち帰る等自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺その他の事業活動を行う地域におけるポイ捨て等を防止するため、清掃活動に努めなければならない。

2 ごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売、配布等を行う事業者は、ポイ捨てを防止するため、消費者に対する啓発に努めなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、自己が所有し、占有し、又は管理する土地におけるポイ捨て等を防止するため、清掃活動に努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第7条 市民等は、市全域における公共の場所及びその周辺において、ポイ捨てをしてはならない。

(飼い犬等のふんの放置の禁止)

第8条 飼い犬等の所有者又は管理者は、市全域における公共の場所及びその周辺において、当該飼い犬等のふんを放置してはならない。

(路上喫煙禁止区域)

第9条 市長は、路上喫煙に起因する被害を防止するため、特に必要があると認める区域を、路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 路上喫煙禁止区域は、規則で定める。

(路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止)

第10条 市民等は、路上喫煙禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。

(指導及び命令)

第11条 市長は、第7条、第8条又は第10条の規定のいずれかに違反した者に対して、是正に必要な指導をすることができる。

2 市長は、前項の指導に従わない者に対し、是正に必要な措置をとることを命ずることができる。

(ポイ捨て等及び路上喫煙防止指導員)

第12条 前条に規定する指導及び命令並びに第14条の規定による過料の処分に関する事務を行うため、ポイ捨て等及び路上喫煙防止指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は、市職員又はポイ捨て等及び路上喫煙の防止に関する知識を有すると市長が認める者のうちから、市長が任命する。

3 指導員は、第1項に規定する指導及び命令並びに過料の処分に関する事務を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、市民等からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(ポイ捨て等及び路上喫煙防止推進員)

第13条 市長は、ポイ捨て等及び路上喫煙の防止に関する啓発を行うため、市民等のうちからポイ捨て等及び路上喫煙防止推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

2 推進員は、前項に規定する事項を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、市民等からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

（過料）

第14条 第11条第2項の規定による命令に従わない者は、1万円以下の過料に処する。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、平成21年4月1日から施行する。

（高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

2 高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和46年高山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（投棄の禁止）</p> <p>第3条の4 住民、事業者及び旅行者その他の滞在者は、みだりに廃棄物（<u>空き缶・たばこの吸殻・犬猫のふん等を含む。</u>）を捨ててはならない。</p> <p><u>2 犬猫のふん等については、犬又は猫を飼養する者において、直ちに回収し適正に処理しなければならない。</u></p>	<p>（投棄の禁止）</p> <p>第3条の4 住民、事業者及び旅行者その他の滞在者は、みだりに廃棄物を捨ててはならない。</p>